



2017年
9月4日
NO.421

九州旅客鉄道労働組合
福岡市博多区博多駅前2丁目3-23
TEL 092-472-7950(代)
URL http://www.jr-krwu.org
発行人/中原博徳 編集人/住吉一家

2017年度労働協約改訂交渉

将来に亘り希望とやりがいを持って

業務に精励できる労働環境を！

パートナー社員の無期雇用転換制度の内容も焦点

7月24日、本部は2017年度労働協約改訂要求(申第1号)を申し入れた。要求にあたっては、2016年度に開催してきた労働協約検討委員会において、中期労働政策ビジョン「チャレンジ2018」の目標達成をはじめ、現場で働く組合員から出された多くの意見や課題に対して、議論を積み上げてきた。また、

7月に開催された第26回定期大会における代議員からの意見・要望等を反映し、組合員の総意として作り上げた要求となった。
【第1回団体交渉】
8月3日、第1回団体交渉を開催し、組合から趣旨説明を行った。

「安全とサービス」を土台として、様々な効率化施策や経費削減に協力してきたからこそ実現できたものであり、経営支援策についても責任組合として積極的に取り組んできた結果である」と主張したうえで、「現場の組合員からは、お客さまや社員の声を無視した行き過ぎた効率化施策となり、そのことで超勤が前

提となっている業務実態や適正とは思えない要員配置をはじめとする多くの不満を抱えているとの声が出ている」と指摘した。

一方、会社側は、「株式上場を果たせたのも、長きにわたるJR九州労組の理解と協力の賜物である」と、日頃からの会社施策に対する協力や、熊本地震・豪雨災害における組合員の懸命な努力に謝意を示したものの、「豪雨災害の被害額も相当なものになると想定しており、収入状況は好調で

あるものの、今後は厳しくなる想定している。働き方改革の議論も活発化しており、その動向と内容を見据えながら、会社の状況も踏まえて真摯に議論していきたい」と、基本的な考え方を示した。また、パートナー社員の無期雇用転換制度の実施が目前に迫っていることもあり、労使で真摯に協議していく考えを明らかにした。

2017年度労働協約改訂等要求(申1号)

1. 労使間の取扱いに関する協約
 - (1) 勤務時間中の組合活動(第6条)
 - ① 第6号に支部大会を追加されたい。
 - ② 第7号「組合の加盟する上部団体(産業別労働組合)の大会及び中央委員会に正規の構成員として出席する場合」の文中にある(産業別労働組合)を削除されたい。
 - (2) 苦情処理及び簡易苦情処理

第67・69・85条及び、第6条第4項の「また、…」以降を削除するとともに、第68条第1項を「苦情処理の申告を受けた場合、もしくは第84条第1項但書の規定により苦情処理会議への…受処理して審議する」とされたい。
 - (3) 事業所懇談会(仮称)の設置

組合員と管理者のコミュニケーションの場として、事業所懇談会(仮称)を設置されたい。
2. 労働条件に関する基本協約

労使対等の表現に改められたい。
3. 転勤の基準等に関する協定
 - (1) 転勤計画の説明(第3条)
 - ① 「通勤可能な範囲を超えて転勤を行う場合」を追加されたい。
 - ② 注意書の「その計画とは」に転勤先での勤務期間を追加されたい。また、転勤先での勤務期間については3年を基本とされたい。
 - (2) 転勤希望等の調査(第4条第3項)

「会社は、社員の転勤を行うにあたっては、第1項の転勤希望等を勘案するとともに、転勤の必要性や労働条件を十分に説明し、家庭の事情についても十分に配慮する」とされたい。
 - (3) 事前通知(第5条第2項)

「前項の事前通知は、発令の日の10日以前に本人に行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、7日前とすることがある」とするとともに「転勤に伴い転居が発生する場合は、事前通知を発令の日の2週間以前に行う」を追加されたい。
4. 出向の取扱いに関する協定

出向計画の説明を追加し、文言については「会社は、出向前勤務箇所と出向先が、本社・支社間又は各支社間をまたがる場合には、事前に組合にその計画を説明する。(注)その計画とは、①出向の理由、②出向前勤務箇所、出向先勤務箇所及び人員、③実施スケジュール、④出向の期間をいう」とされたい。
5. 列車乗務員及び動力車乗務員勤務制度等の一部改正に関する協定(付属了解事項)
 - (1) 行先地における食事のための時間を45分程度確保されたい。また「ただし、勤務開始時刻が18時以降又は勤務終了時刻が21時以前の場合を除く。」とされたい。
 - (2) 看視時間中の行先地における食事のための時間を解消されたい。
 - (3) 行先地における睡眠のための時間として、到着点呼から出発点呼まで6時間確保されたい。
6. 関連する労働条件

<賞金・手当関係>

 - (1) 第二基本給率を30%にされたい。また、第二基本給の上限額を設定されたい。
 - (2) 退職手当支給率を改善されたい。
 - (3) 時間外割増率を以下のとおり引き上げられたい。

・ B単価 → 135/100	・ C単価 → 35/100	・ F単価 → 150/100
・ G単価 → 50/100	・ I単価 → 160/100	・ J単価 → 60/100
 - (4) 55歳以降の基本給支給率を撤廃されたい。
 - (5) 55歳以降の昇給を実施されたい。
 - (6) 50歳以降の年齢給を改定されたい。
 - (7) 初任仕事給を引き上げられたい。
 - (8) 以下の特殊勤務手当等を増額されたい。

・ 当務駅長手当	・ 運転取扱業務手当	・ 交代制等勤務手当
・ 緊急呼出手当	・ 復旧警備作業手当	・ 手術手当
・ 乗務員手当《時間額(本線乗務、ワンマン乗務等)、キロ額、乗務加給、再度乗務》	・ 職務旅費	・ 夜間特殊業務手当
・ 指導操縦者手当	・ 職務旅費	・ 夜間特殊業務手当
 - (9) 復旧警備作業手当の支給要件に「降灰による輸送障害を最小限に止めるために行う灰の除去作業及び損傷を受けた車両の応急処置又は復旧作業等」を追加されたい。
 - (10) 祝日等勤務手当の支給範囲に「勤務割によりゴールデンウィーク期間、お盆期間、年末年始期間に勤務した場合」を追加するとともに、ゴールデンウィーク期間、お盆期間、年末年始期間に勤務した場合には、祝日等勤務手当の割増を支給されたい。
 - (11) 24歳未満の子に対する扶養手当を増額されたい。
 - (12) 「看護長」の職務手当を増額されたい。また、職務手当6(4)看護師のうちの医療社員のうちとし、手当を増額されたい。
 - (13) 出向社員の職務手当について、出向後に賃金規程第53条に規定する支払対象に該当する者について支給されたい。また、(出向規定第13条(7))ただし書を削除されたい。
 - (14) 出向休職中の社員で船員として勤務する者の職務手当を増額されたい。
 - (15) 検診マンモグラフィ撮影技術認定・診療報酬請求事務能力認定等の認定資格に対し手当を新設されたい。
 - (16) 感染や劇薬を使用し危険を伴う検査等に対して手当を新設されたい。
 - (17) 新幹線乗務員の乗務員手当にキロ額を新設されたい。
 - (18) 動力車乗務員に対する多車種手当(仮称)を新設されたい。
 - (19) 機関車操縦手当(仮称)を新設されたい。
 - (20) 汚物処理装置の作業等に対する手当を新設されたい。
 - (21) 指令長手当及び指導手当を新設されたい。
 - (22) 緊急自動車運転手当を新設されたい。
 - (23) 高所等作業手当及び高圧活線作業手当を新設されたい。
 - (24) 工務関係社員において、運転直接社員として工事監督者、作業責任者、踏切監視連絡員等の認定資格に対し、手当を新設されたい。
 - (25) 徒歩巡回検査の実巡回キロ額手当を新設されたい。
 - (26) 屍体(鹿、猪等)の処置及び清掃に対する手当を新設されたい。

<諸制度関係等>

 - (1) 年間総労働時間を1,800時間未満にするのと同時に、完全週休2日制を実施されたい。
 - (2) 定年年齢を65歳とされたい。
 - (3) 定年退職日については、退職年令に達した日の属する年の翌年7月末とされたい。
 - (4) 退職手当の前払制度を新設されたい。

【次頁へ続く】



連合2017「平和ナガサキ集会」

語り継ぐ戦争の実相と運動の継いで 核兵器廃絶と恒久平和の実現を 連合2017 平和行動in長崎

7万人を超える尊い生命を一瞬で奪った長崎原爆投下から72年を迎えようとする中、8月8日から9日にかけて、2017平和行動in長崎が連合の主催により開催された。

8日に開催された平和ナガサキ集会では、連合の逢見事務局長が主催者の代表として挨拶に立ち、7月に採択された「核兵器禁止条約」を歓迎する一方、条約に参加しなかった日本政府に核兵器保有国と非保有国の橋渡しを行うべきと苦言を呈した。そして、世界恒

久平和のためには唯一の被爆国である日本の役割は極めて大きく、参加したすべての人に一層の運動の強化と世論の喚起を呼びかけた。

また、来賓として中村法道長崎県知事、ヤープ・ヴィーネンITUC書記次長らが挨拶を行った。中村知事は、「長崎を最後の被爆地に」という思いを込め、国際社会の指導者は被爆地を訪れ、核兵器廃絶と世界平和のために対話していくことを要請した。ヤープ・ヴィーネン書記次長は、核兵器廃絶と世界平和を目指す連合の取り組みに敬意を示し、世界中の仲間とともに平和のために戦う決意を

表明した。

その後、集会では被爆者の訴えや平和広島代表団(連合広島)からのピースメッセージ、若者からのメッセージを受け、9月に開催される平和根室集会へ向け、連合北海道へピースフラッグがリリースされた。

9日は10時半から平和記念式典が開催された。長崎市長は、長崎平和宣言において、核兵器禁止条約に参加しない日本政府に対する不満を明らかにし、条約への1日も早い参加を要請した。また、核兵器のない世界に向けて前進する具体的方策として北東アジア非核兵器地帯の検討を求めた。

14時からは爆心地や平和公園、慰霊碑等を巡るピースウォークが開催され、連合長崎青年委員会のガイドにより、歴史や当時の惨劇を学習した。

昨今の国際情勢は、北朝鮮がミサイルの発射実験を繰り返すなど、世界平和を脅かす状況が続いているが、今こそ核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて取り組んでいく時ではないだろうか。今回の平和行動in長崎に参加したJR連合、JR九州労組の組合員は、核兵器による悲惨な歴史が再び繰り返されることのないよう、平和な世界の実現に向けて決意を新たにしたい。

- 【前頁より】
- (5) 保育料援助金(仮称)を新設されたい。
 - (6) 不妊治療休暇を有給とし、深夜帯の勤務を免除されたい。また、「育児・介護を理由に退職した社員を対象とした再雇用制度」の理由に不妊治療の為に追加されたい。
 - (7) 採用時の年次有給休暇の付与日数を15日とされたい。
 - (8) 年次有給休暇の時間単位付与制度を新設されたい。
 - (9) 忌引休暇の付与日数を「次表に定める日数」とされたい。
 - (10) 積立保存休暇の使用事由を拡大されたい。
 - (11) 昇格資格試験合格者については、昇格資格試験合格以降昇級するまでの間、仕事給昇給における等級在級年数を据え置かれたい。
 - (12) 仕事給昇給額の等級在級年数の区分を見直されたい。
 - (13) 業務上必要な資格取得に係る費用については、全額会社負担とされたい。また、資格取得者に対し、手当を新設されたい。
 - (14) 有給休暇にわりのため就業が著しく困難な場合を追加されたい。
 - (15) 深夜帯勤務の免除を小学校第3学年終了までの子を養育する場合とされたい。
 - (16) 都市手当の支給対象エリアから、支給対象外のエリアに勤務発令等を行う際、発令期間中も都市手当を支給されたい。また、単身赴任者の帰省の際、自由席特急券代用証を交付されたい。
 - (17) 育児及び介護を理由に退職した者の再雇用について、勤続3年以上のパートナー社員も対象とされたい。
- <福利厚生関係等>
- (1) 退職記念品を増額されたい。
 - (2) 九州島外勤務者に対する帰省等交通費の支給対象に「子」を追加するとともに、支給回数を見直されたい。
 - (3) 単身赴任者が帰省する際の交通手段にB&Sを追加されたい。
 - (4) 永年勤続表彰制度を新設されたい。
 - (5) モニターによる九州新幹線等を利用した通勤の認定要件から、「転勤の発令に伴い…」の文言を削除されたい。
 - (6) また、通勤時間が短縮される場合には、最寄駅を乗り越しての利用を認められたい。
 - (7) 安全模範社員の推薦基準における運転安全継続期間に25年、35年を追加されたい。
 - (8) 事業所内に保育施設を設置されたい。
 - (9) 定期健康診断における検査項目に尿酸値検査を追加されたい。
 - (10) 扶養家族の健康診断の診断年数を改善されたい。
 - (11) インフルエンザ予防接種の助成額の増額、補助対象者を配偶者及び子まで拡大されたい。
 - (12) 人間ドック受診の補助を35歳未満も適用されたい。
 - (13) 住宅援助金の給付対象を、社員、パートナー社員及び嘱託再雇用社員(以下、「社員等」とされたい。また、給付額を増額されたい。
 - (14) 社宅・寮の入居対象を、社員、パートナー社員及び嘱託再雇用社員(以下、「社員等」とされたい。
 - (15) 代用寮の基本料金については最寄寮と同額とされたい。
 - (16) 社宅使用料の年令係数を撤廃されたい。
 - (17) 寮の基本料金を建築経過年数により減額(通減率)されたい。
 - (18) 社宅・寮における駐車場料金の上限を3,000円とされたい。
 - (19) 当該寮の駐車場が利用できない場合は、月極駐車場代を補助されたい。
 - (20) 社宅・寮の改築等を行い、女性寮を新設されたい。
 - (21) パートナー社員の退職記念品を雇用契約期間に応じて増額されたい。
 - (22) 財形貯蓄の加入対象者にパートナー社員を追加されたい。
 - (23) パートナー社員の結婚祝金を社員と同額とされたい。
7. パートナー社員の労働条件に関する協約等
- (1) 扶養手当を新設されたい。
 - (2) 医療の基本賃金(月額で支払う者)を改定されたい。
 - (3) ケアワーカー手当を新設されたい。
 - (4) 結婚する場合の有給休暇を5日以内とされたい。
 - (5) フロント手当を増額されたい。
 - (6) 交代制勤務手当を新設されたい。
 - (7) 積立保存休暇を新設されたい。
 - (8) 退職手当を新設されたい。
 - (9) 病気休暇を新設されたい。
 - (10) 育児休暇を有給とされたい。
8. 嘱託再雇用制度関係
- (1) 昇給制度を新設されたい。
 - (2) 期末手当Aの基準額の算出方法を社員と同様とされたい。
 - (3) 期末手当Bの基準額を以下のとおり引き上げられたい。
 - ・ 定年退職時S1級～C2級及び1等級～5等級の者……………42,000円
 - ・ 定年退職時E級及び6等級の者……………39,000円
 - ・ 定年退職時M1級～M3級及び7等級～9等級の者……………36,000円
 - (4) 慰労金の支払範囲を在職期間に応じて支払われたい。また、支払額を増額されたい。
 - (5) 扶養手当を新設されたい。
 - (6) 各年度において失効する年休は、保存休暇へ繰り入れられたい。(積立保存休暇の新設)
- 以上

中央執行委員会の任務分担を決定

中央本部は、7月13日に第1回中央執行委員会を開催し、当面する課題への対応を協議した。

併せて、新執行部の任務分担及び業務内容を以下のとおり決定した。

役職	氏名	担当職名	業務内容
中央執行委員長	中原 博徳		総括、連合九プロ、JR九州連合、JR連合九州地協、連合福岡、福岡県協
中央執行副委員長	田頭 正憲	組織部長	労働政策、退連(本部)、部会、出向、男女平等、九州地協、九州交連、宮崎地区担当
〃	木村 智隆	政策部長	交通政策、政治、議員団、福岡県交連、小工支部担当
書記長	芦原 秀己		企画、安全、国際
中央執行委員(専)	久保田耕二	総括組織担当部長	出向、JR九州連合、佐賀支部担当(連合、交連、県協)、博多支部担当
〃	大久保 浩	組織・共闘部長	組織、共闘、JR連合福岡県協、福岡県交連労協、退連(福岡)、北九州支部担当
〃	宮路 享	業務部長	業務(労働協約、賃対)
〃	住吉 一家	教育・広報部長	教育・広報、レク、連帯、本社支部担当
〃	鎗光 俊勝	総務・財政部長	総務・福利厚生、筑豊支部担当
中央執行委員(非)	本多 洋一	レク部長	レク、教育・広報、政策
〃	吉田 春菜	男女平等担当部長	男女平等、組織
〃	井口 祥一	連帯活動部長	連帯活動、政策、青女、ジェイアール健保組合
〃	水口 恒夫	組織担当部長	組織、政治
〃	菊池 修平	調査部長	業務、男女平等、連帯
〃	川副 元樹	教育・広報担当部長	教育・広報、組織、青女
〃	安森溪太郎	政策担当部長	政策、業務、青女
〃	吉松 勇治	業務担当部長	業務、レク、青女

分會を訪ねて



熊本支社・鉄事本所連合分會

こまめな活動に全員で取り組み

震により甚大な被害を受けましたが、復旧・復興に向け、現在も全組合員が懸命に頑張っています。これまでご支援をいただいた各地の組合員や関係者の皆さまに感謝いたします。

私たちは、熊本支社の各課と熊本鉄道事業部本所、建設工事部熊本本所及び出向組合員で構成されています。日頃は企画・業務、運輸・営業・工務系統の現場支援業務等に励んでおり、異業時等には現場の助勢や情報収集に努めるなど、多岐に亘る業務を行っています。また、組合員の転勤も多いため、日頃からのこまめな

活動を全員で取り組むよう心掛けています。分会の活動は、執行委員会の毎月開催を目標としながら、集会への積極的な参加に努め、署名やカンパは100%の参加率となるよう取り組んでいます。また、冬季にはレクリエーションを開催しており、2017年1月は長崎への日帰り旅行を行いました。組合員の約7割が参加し、分会の結束を深める良い機会となりました。

多系統が集まる分会であるため調整の難しい部分もありますが、今後も全組合員が団結して頑張